

令和4年度第25回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年1月13日 (金曜日)
開催場所 委員会室
開始時間 午後 1時30分
終了時間 午後 3時30分

庁議内容

- | | | |
|-------|---|----------------------------------|
| 議題 | 1 | 令和4年国立市議会第4回定例会の総括について |
| 付議 | 2 | 令和5年度当初予算(案)について |
| | 3 | 「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の策定について |
| 報告事項 | 4 | 健康まちづくり戦略基本方針案及び庁内検討委員会分科会設置について |
| | 5 | 人事評価制度の運用状況について |
| その他報告 | 6 | 令和5年4月に向けた人事異動の基本方針について |

出席者(15名)

庁議メンバー (14名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
代理出席者 (1名)	福祉総務課長(健康福祉部長代理)

【議題】

- 令和4年国立市議会第4回定例会の総括について
・説明員：各部長
<内容>
令和4年国立市議会第4回定例会の総括を行った。

【付議】

- 令和5年度当初予算(案)について
・説明員：政策経営課長
<内容>
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
- 「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の策定について
・説明員：図書館長
<内容>
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

- 健康まちづくり戦略基本方針案及び庁内検討委員会分科会設置について
・説明員：健康まちづくり戦略室長
<内容>
健康まちづくり戦略基本方針案及び庁内検討委員会分科会の設置について報告があった。
- 人事評価制度の運用状況について
・説明員：職員課課長補佐
<内容>
人事評価制度の運用状況について報告があった。
- 令和5年4月に向けた人事異動の基本方針について
・説明員：職員課課長補佐
<内容>
令和5年4月に向けた人事異動の基本方針について報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年1月13日開催）

付議事案名：令和5年度当初予算(案)について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

令和5年度一般会計及び特別会計・公営企業会計の当初予算（案）について、庁内の合意形成を図るため付議するものである。

2. 経過及び現状

- ・令和4年 8月31日 行政経営方針決定
8月31日 予算編成方針決定
8月31日 当初予算課長連絡会議（※予算担当者説明会は実施せず）
9月～11月 各課ヒアリング
12月15・16日 理事者調整会議（一般会計）
12月20日 特別会計・公営企業会計ヒアリング（政策経営部協議）
12月22・23日 理事者調整会議（一般会計・特別会計・公営企業会計）
- ・令和5年 1月5日 理事者調整会議（一般会計）
1月6日 理事者調整会議（一般会計）
1月11日 理事者調整会議（一般会計）

3. 今後のスケジュール（予定）

- 1月13日 庁議後、予算案内示・原稿確認依頼
- 1月18日 校正提出期限
- 1月23日 理事者調整（予算案調整）
- 1月25日 庁議（予算案最終集約）

2. 集約

継続審議とし、予算案確定に向けてさらなる調整を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・商工会への補助金については、さらに増額してもよいのではないか。
→ 会員増や商工振興にどのように寄与するかを説明できるかが焦点となる。
- ・固定資産税収入の伸びはどのような要素か。
→ 新築の伸びを見込んだもの。
- ・普通交付税は不交付となる見込みか。
→ 普通交付税全体では増額が見込まれるが、当市の歳入の伸び等もあり不交付を見込んでいる。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年1月13日開催）

付議事案名：「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の策定について

提案課 教育委員会教育部 図書館

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の策定に向け、第三次策定時と同様、関係各課と連携し、社会情勢の変化等に合わせた子どもの読書環境の整備について検討を進めていきたい。よって、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱の改正および国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置について庁内合意を得るため、庁議に付議する。

2. 経過及び現状

本計画は、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定し、子どもの読書環境を計画的に整備し、発達に応じた読書活動を支援するための取り組みや方向性を示すものである。平成31年度に策定した「第三次国立市子ども読書活動推進計画」が令和5年度に終了することとともない、これまでの計画を見直し、令和6年度から令和10年度までの5か年の計画を策定する必要がある。

3. 具体的な措置

庁内検討会（課長級）を設置し、計画の検討を行う。策定過程においては、図書館協議会をはじめ、広く市民・団体を対象に意見聴取しながら進める。令和5年度中に計画決定し、令和6年4月より第三次から第四次計画に移行する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・策定委員会に子ども家庭部の課長が全員入る必要があるか。
→ 各課所管事項に関連する計画であるため、全員に委員をお願いしたい。各課長の負担とならないよう運営上配慮する。
- ・本計画は図書館のハード整備等についても盛り込むものか。
→ 子ども達の無読率の低減等を目指し、主にソフト事業の計画として策定するものである。